

5. 財政投融资特別会計

（1）概要

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っています。

具体的な内容は以下のとおりです。

① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。

財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。

なお、平成13年に、

- ・郵貯・年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
- ・市場原理との調和の観点から資産負債管理（ALM）の進展を図ること

などの抜本的な財政投融资改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。

② 投資勘定は、昭和28年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。

③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

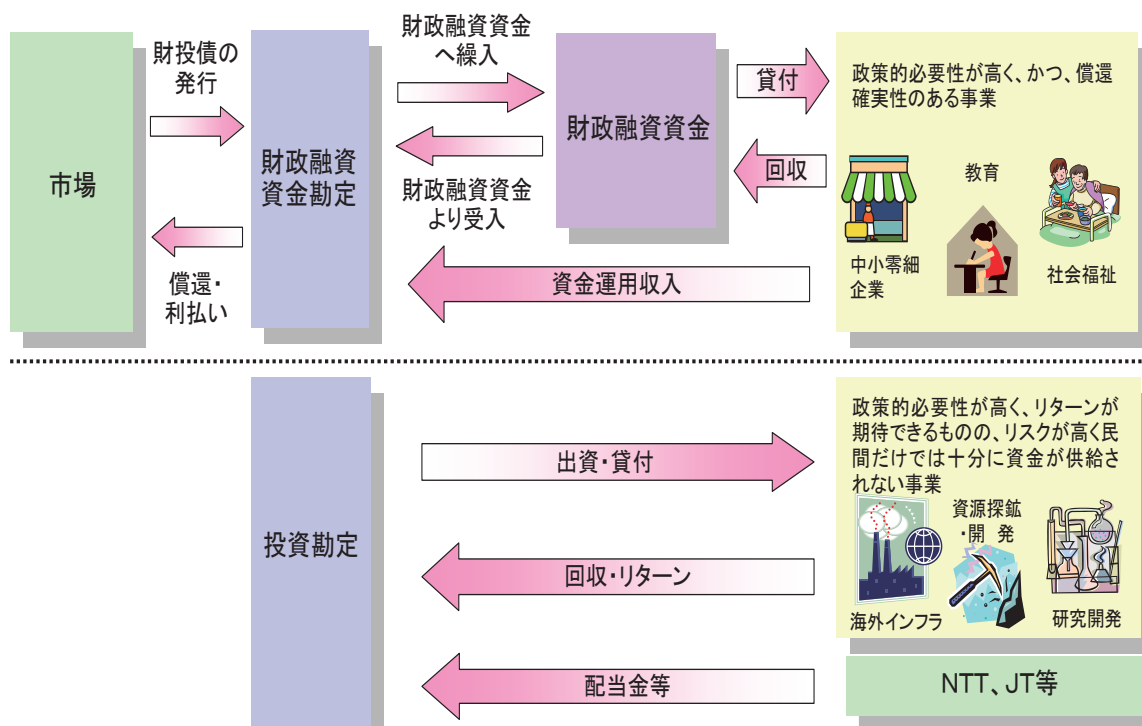
財政投融资特別会計（財政融資資金勘定・投資勘定）の仕組み

財政投融资とは、国の投融资活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債（国債）の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資（主として出資）です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融资は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。



(2) 具体的な事業の内容

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分され、これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 財政融資資金勘定

当勘定では、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債の償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。

財政融資資金は、財投債により資金調達を行い、財投事業を行う機関に対する長期低利の貸付けを通じて、社会資本整備、事業者支援、インフラ海外展開支援、教育、社会福祉関係

等様々な分野で経済社会に貢献しています。

（令和３年度の主な財政融資の内容）

令和３年度は、主に以下の取組を支援。

- ・（株）日本政策金融公庫（国民・中小・危機対応）
コロナ対応について、融資実績や足元の感染状況等を踏まえつつ、中小事業者等の資金繰り支援に万全を期す規模の財政融資資金を措置。また、業態転換やデジタル化等により生産性向上に取り組む中小事業者を支援
- ・（株）日本政策投資銀行
防災・減災、国土強靱化に資する都市開発等や、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に向けた5G 通信網整備等を支援
- ・（国研）科学技術振興機構
大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築
- ・（独）日本高速道路保有・債務返済機構
道路機構に対して財政融資資金を活用し、高速道路ネットワークの整備を加速
- ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設勘定）
賃付料を返済財源とした前倒し活用をするに当たって、長期・固定・低利の財政融資資金を活用することにより、金利負担を縮減し、整備新幹線の整備を着実に実施
- ・自動車安全特別会計（空港整備勘定）
国際的な人の往来再開も見据えて、コロナ対策の観点も踏まえつつ、現下の低金利環境を活かし、空港インフラ等整備を実施
- ・（株）国際協力銀行
ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による、①脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、②サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援
- ・（独）福祉医療機構
福祉医療サービスの基盤強化の観点から、医療・介護・福祉施設の整備に係る資金需要に的確に対応するとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の一環として、新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業への資金繰りを支援するため、必要な財政融資資金を確保

② 投資勘定

当勘定では、投資先からのリターンを再投資に回す仕組みの下、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

（令和３年度の主な産業投資の内容）

令和３年度は、主に以下の取組を支援。

- ・（株）国際協力銀行

日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動及びサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化の支援

- ・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構
資源開発投資等（天然ガス開発・液化事業や金属鉱物事業への出資等）を行う日本企業に対する出融資・債務保証による支援
- ・（株）日本政策投資銀行
特定投資業務において、ライフサイエンス産業等の競争力強化や、地域企業等の回復・成長のための民間金融機関・ファンドによる取組を後押し・育成するためのリスクマネーの供給
- ・（株）海外交通・都市開発事業支援機構
日本企業とともに海外交通・都市開発事業を行う現地事業体への出資等
- ・（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構
海外において電気通信事業、放送事業もしくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対する資金の供給等

上記の財政融資と産業投資については、政府保証とともに、その予定額を財投機関ごとに取りまとめた財政投融资計画を、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出しています。

（注）財政投融资計画には、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（長期運用法）」（昭 48 法 7）第 5 条に基づき、財政融資のうち期間 5 年以上のもの、産業投資のうち出資及び期間 5 年以上の貸付け、政府保証のうち期間 5 年以上のものを計上しています。

（参考）特定国有財産整備勘定

当勘定では、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、当初整備費を借入金等で賄い、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金等を償還しています。完成後の施設は、一般会計に無償で引き渡すこととされています。

特定国有財産整備特別会計が平成 21 年度末をもって廃止されたことに伴い、平成 21 年度までに策定されていた事業で未完了であった 185 事業について、経過的に当勘定にて経理を行っており、令和 2 年度末における未完了の事業は 17 事業となっています。

なお、平成 22 年度以降に新規で計画策定した事業については、一般会計にて経理を行っています。



財投特会の財務の健全性確保

○ 資産負債管理（ALM）

財政融資資金においては、資金の運用（貸付けなど）と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスクが存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

○ 金利変動準備金

財政投融资改革後の ALM によって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が限られた年限での満期一括償還型のキャッシュフローであることなどから、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。

そこで、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、利益が発生した場合には金利変動準備金を積み立て、将来生じうる損失に備えることとしています。

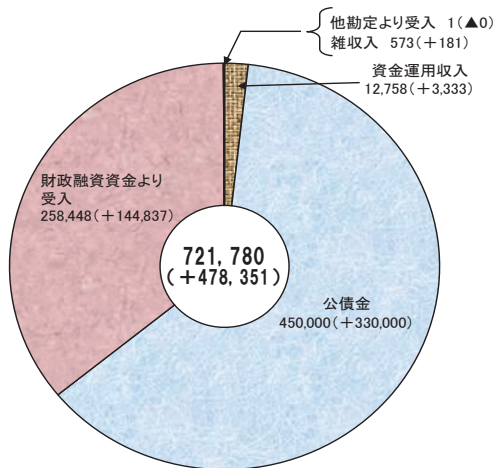
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和3年度当初予算）

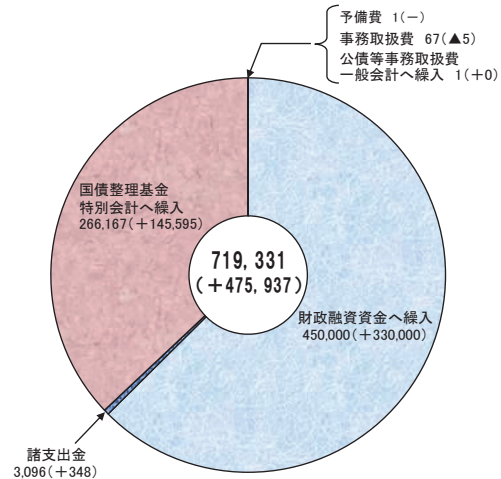
① 財政融資資金勘定

（単位：億円）

【 歳入 】



【 歳出 】

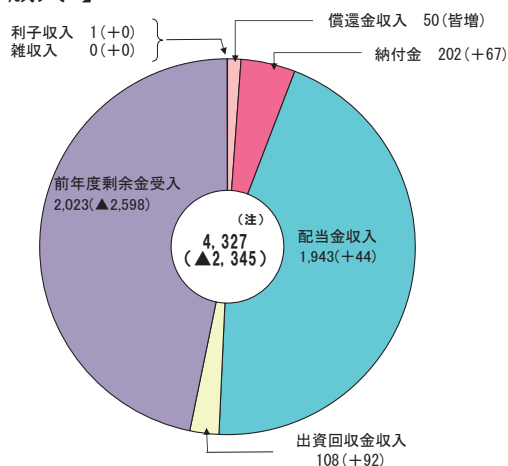


（注1）地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、1億円を投資勘定から受け入れることとしています。

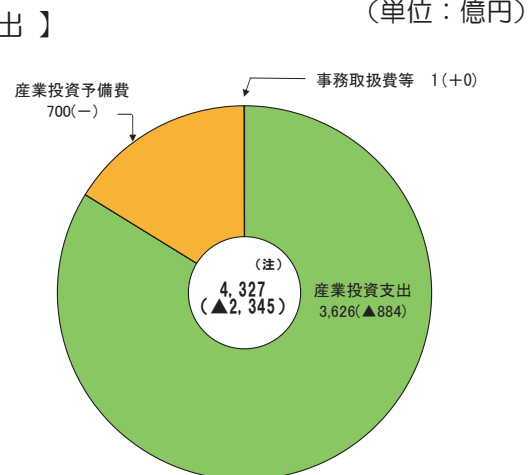
（注2）歳入歳出差額が2,448億円ありますが、これは貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものです（損益計算上の利益に相当）。この歳入歳出差額は、決算上の剰余金として、法律上、積立金として積み立てることとしています。

② 投資勘定

【 歳入 】



【 歳出 】

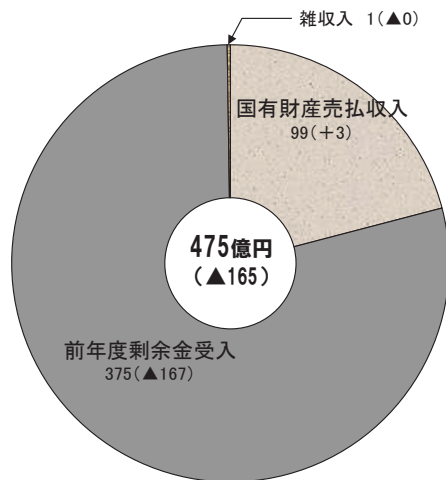


（注）地方公共団体金融機構の納付金（2,401億円）は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため2,400億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため1億円を同勘定へ繰り入れることとしているため、上記の歳入・歳出に含んでいません。

なお、これを含む歳入・歳出の総額はそれぞれ6,728億円です。

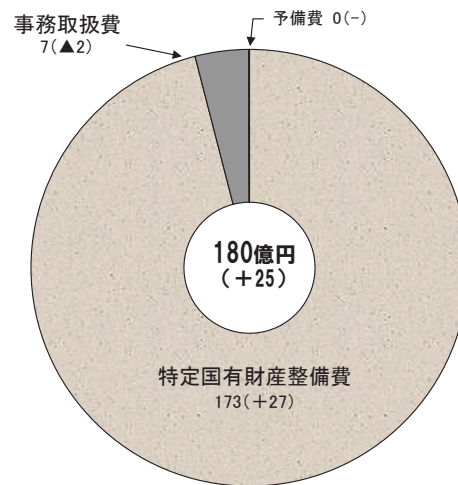
③ 特定国有財産整備勘定

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、295 億円ありますが、これは、特定国有財産整備計画の実施により不用となる跡地等の売却収入等(歳入)が新施設の整備費等(歳出)を上回る見込みであることによるものです。

この歳入歳出差額は、「前年度剰余金受入」として翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出に充てることとしています。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
財政融資資金勘定	721,780 (+478,351)	719,331 (+475,937)	451,810 (+330,421)
投資勘定	6,728 (▲546)	6,728 (▲546)	4,327 (▲884)
特定国有財産整備勘定	475 (▲165)	180 (+25)	180 (+25)
特別会計合計	728,983 (+477,640)	726,240 (+475,417)	456,317 (+329,562)

○財政融資資金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
資金運用収入	12,758 (+3,333)	財政融資資金の運用による利子の収入見込額(長期貸付金残高の増加に伴う増)
公債金	450,000 (+330,000)	財政融資資金の貸付財源に充てるため発行する財投債の収入見込額
財政融資資金より受入	258,448 (+144,837)	財投債の償還財源の財政融資資金からの受入見込額(償還期限を迎える財投債の増加に伴う増)
他勘定より受入	1 (▲0)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による投資勘定からの受入見込額
雑収入	573 (+181)	公債に係る経過利子の受入見込額等
合計	721,780 (+478,351)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
財政融資資金へ繰入	450,000 (+330,000)	公債金の発行収入金の財政融資資金への繰入れ
事務取扱費	67 (▲5)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	3,096 (+348)	他の特別会計の積立金等の預託金に対する利子の支払等
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	1 (+0)	公債(財投債)等の発行及び償還に必要な事務取扱費の支払財源に充てるための一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	266,167 (+145,595)	公債(財投債)の償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ(償還期限を迎える財投債の増加等に伴う増)
予備費	1 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	719,331 (+475,937)	

○投資勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
償還金収入	50 (皆増)	貸付金の回収見込額
利子収入	1 (+0)	貸付金の利子収入見込額等
納付金	2,603 (+1,866)	(株)国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等から納付される納付金の受入見込額
配当金収入	1,943 (+44)	政府出資金に対する配当金の収入見込額
出資回収金収入	108 (+92)	「独立行政法人通則法」(平11法103)第46条の2第1項等の規定による出資回収金の受入見込額
雑収入	0 (+0)	国有財産の売払い等による収入見込額
前年度剰余金受入	2,023 (▲2,598)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	6,728 (▲546)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
産業投資支出	3,626 (▲884)	産業の開発及び貿易の振興のために行う投資
事務取扱費等	1(+0)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	1(▲0)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による財政融資資金勘定への繰入れ
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	2,400 (+1,800)	特別会計法の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
一般会計へ繰入	— (▲1,461)	特別会計法第57条第5項の規定による一般会計への繰入れ
産業投資予備費	700 (—)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	6,728 (▲546)	

○特定国有財産整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
国有財産売払収入	99 (+3)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の処分収入見込額(大口の処分財産が増加していることによる増)
雑収入	1(▲0)	特定の国有財産の一時使用料等の収入見込額等
前年度剰余金受入	375 (▲167)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	475 (▲165)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
特定国有財産整備費	173 (+27)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条の規定による特定の国有財産の整備(整備事業の進捗に伴う増)
事務取扱費	7(▲2)	事務取扱いに必要な事務費等 特定国有財産の取得及び処分に必要な手数料等
予備費	0(—)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	180 (+25)	

② 剰余金

令和２年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
財政融資資金勘定	511,902	512,304	▲402	－	▲402	－
投資勘定	11,129	7,212	3,917	3,917	－	－
特定国有財産整備勘定	630	153	476	476	－	－
特別会計合計	523,662	519,670	3,991	4,393	▲402	－

令和２年度決算における剰余金は、財政投融资特別会計全体で 3,991 億円です。

＜財政融資資金勘定＞

財政融資資金勘定の令和２年度決算において不足が 402 億円生じます。

(不足が生じた理由)

財投改革後の平成 13 年度から平成 18 年度にかけて、資産よりも負債が短いデュレーション・ギャップを解消するため、20 年の財投債を積極的に発行したことから、その金利負担（利率 2%前後）の影響を大きく受けていると考えられます。

(不足金の処理の方法)

特別会計法第 58 条第 2 項の規定により、積立金から補足することとしました。

＜投資勘定＞

投資勘定の令和２年度決算における剰余金は、3,917 億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金受入などの歳入が予定を上回ったことや、産業投資支出が予定を下回ったことなどによるものです。

その詳細は、産業投資支出の不用額（1,616 億円）、前年度剰余金受入の増（915 億円）、配当金収入の増（468 億円）、納付金の増（440 億円）などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

＜特定国有財産整備勘定＞

特定国有財産整備勘定の令和２年度決算における剰余金は、476 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳出において事務取扱費を要することが少なかったこと（4 億円）等によるものです。

なお、特定国有財産整備計画は、新施設整備により不用となる跡地の売払収入をもって新施設を取得することを目的とするものですが、当該計画は複数年度にわたるものであることから、その収支は必ずしも同一年度において均衡するものではありません。各年度予算においては、その収支に不足が見込まれる場合、これを借入金等により補い、また、超過が見込まれる場合には、剰余金として翌年度以降の歳出に充てることとしています。

（剰余金の処理の方法）

将来の PFI 割賦金の支払いなどに充てるため、特別会計法附則第 67 条第 3 項において読み替えられた特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

③ 積立金等

金利変動準備金（財政融資資金勘定）

① 金利変動準備金の残高

（単位：億円）

令和3年度末（予定） （令和3年度予算）	令和2年度末 （令和2年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
13,786	13,184	13,176

（注）特別会計法第58条第1項の規定により積み立てられた積立金の残高は、令和元年度末では12,373億円、令和2年度末では11,971億円、令和3年度末（予定）では12,506億円です。なお、積立金は、現金主義に基づく金額であり、金利変動準備金は、企業会計原則に準拠した発生主義に基づく金額です。

② 金利変動準備金の目的

毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされています。

③ 金利変動準備金の上限

金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として設定されています。

その具体的な水準は、平成19年度で郵便貯金及び年金に対する預託金の払戻しがほぼ終了し、金利変動リスクが相当程度減少したこと等を勘案し、財政制度等審議会財政投融资分科会における意見を踏まえて検討した結果、平成20年度より、従前の総資産の100/1000から総資産の50/1000に引き下げています。

この準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。しかし、平成18年度以降は、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れを行い、さらに平成24年度から平成27年度にかけて、復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れています（P76 参照）。

（参考）

投資勘定において、投資財源の不足を補足するための原資を確保する趣旨から、昭和31年度に投資財源資金が設置されていますが、平成21年度末以降残高はない状況となっています。



財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

○ 一般会計などへの繰入れ

現行の特別会計法では、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金の準備率の上限（現行：総資産の50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計がストックである積立金を繰入れ対象としたことから、過去のストックである負債の圧縮に充てるため、国債償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとしたものです。

国債整理基金特別会計への繰入れ規定のなかった平成 18 年度には、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。加えて、平成 20 年度に 4 兆 1,580 億円、平成 21 年度に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対応に活用されました。

また、平成 20 年度には、金利変動準備金の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。

○ 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平 23 法 117。以下「復興財源確保法」といいます。）の規定により、平成 24 年度から平成 27 年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰入れできることとされ、平成 24 年度に 9,967 億円、平成 25 年度に 6,967 億円、平成 27 年度に 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度に財政融資資金勘定から 2,000 億円、平成 28 年度に投資勘定から 2,783 億円、平成 29 年度に投資勘定から 554 億円、平成 30 年度に投資勘定から 634 億円の総額 5,971 億円を一般会計と国債整理基金特別会計に繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	H27～H30 合計
2,000 億円 （融資勘定）	2,783 億円 （投資勘定）	554 億円 （投資勘定）	634 億円 （投資勘定）	5,971 億円

（注）単位未満は四捨五入。

○ 一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）の財務の健全性

このように、平成 18 年度以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が著しく低下しています。また令和 2 年度歳入歳出決算上は 402 億円の不足があり、積立金から同額を取り崩している状況です。

したがって、今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて、十分留意する必要があります。

(単位: 兆円)

	平成17 決算	18 決算	19 決算	20 決算	21 決算	22 決算	23 決算	24 決算	25 決算	26 決算	27 決算	28 決算	29 決算	30 決算	令和元 決算	2 決算	3 予算
決算上 剰余金	4.0	2.8	2.5	2.3	1.5	1.1	1.0	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	▲0.0	0.2
年度末 積立金残高	22.4	14.4	17.2	8.4	3.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6	0.3	0.6	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2

国債整理
基金特会
12兆円

国債整理
基金特会
7.2兆円
一般会計
4.2兆円

一般会計
7.3兆円
一般会計
4.8兆円
一般会計
1.1兆円

国債整理
基金特会
1.0兆円
国債整理
基金特会
0.7兆円

国債整理
基金特会
0.6兆円(当初)
0.2兆円(補正)

復興財源

(注1) 令和3年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。
 (注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

④ 資産及び負債（令和元年度特別会計財務書類）

財政投融资特別会計財政融資資金勘定貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

≪30年度≫	≪元年度≫	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	≪元年度≫	≪30年度≫
50,118	52,589	現金・預金	未払金	0	0
982	853	未収収益	未払費用	1,381	1,524
			預り金	14	0
			賞与引当金	2	2
			公債	911,880	922,196
1,198,735	1,179,969	貸付金	預託金	306,953	313,534
			退職給付引当金	29	31
			他会計繰戻未済金	4	4
			その他の債務等	2	8
			負債合計	1,220,268	1,237,302
0	0	有形固定資産	資産・負債差額	13,164	12,556
22	20	無形固定資産	負債及び資産・負債差額合計	1,233,433	1,249,859
1,249,859	1,233,433	資産合計			

主な資産は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体や他の特別会計などへ貸し付けている「貸付金」です。

主な負債は、貸付金の財源となる「公債」（財投債）や他の特別会計などからの「預託金」です。

資産・負債差額は、金利変動準備金に本年度利益を加えた額（決算処理後の金利変動準備金）に相当します。

財政投融资特別会計投資勘定貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《30年度》	《元年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《元年度》	《30年度》
7,147	5,536	現金・預金	未 払 金	0	0
(2)	(2)	うち政府預金	賞 与 引 当 金	0	0
(7,145)	(5,534)	うち財投預託金	退職給付引当金	0	0
0	0	た な 卸 資 産	負 債 合 計	0	0
0	0	未 収 収 益			
734	734	貸 付 金			
0	0	無 形 固 定 資 産			
134,164	135,769	出 資 金	資産・負債差額	142,040	142,045
142,046	142,040	資 産 合 計	負債及び資産・負債差額合計	142,040	142,046

主な資産は、NTT や（株）日本政策投資銀行などへの出資金です。

当勘定においては、借入金などの資金調達を行わずに、（株）国際協力銀行の国庫納付金やNTT株、JT 株等の配当金などを原資として産業投資（出資及び貸付け）に充てることとしているため、負債はわずかしか存在しないことから、「資産」≒「資産・負債差額」となっています。

財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《30年度》	《元年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《元年度》	《30年度》
554	439	現 金 ・ 預 金	未 払 金	357	330
764	613	た な 卸 資 産	その他の債務等	65	39
102	118	仕掛品	一般会計からの	65	39
662	494	販売用不動産	受入不動産見返り		
			負 債 合 計	422	369
1,727	1,950	その他の債権等			
1,727	1,950	一般会計からの	資産・負債差額	2,580	2,676
		未引受不動産			
0	0	有形固定資産			
3,046	3,003	資 産 合 計	負債及び資産・負債差額合計	3,003	3,046

主な資産は旧施設であり、新施設整備終了後一般会計から引き継がれた「販売用不動産」が 494 億円、引き継ぎ未済の「一般会計からの未引受不動産」が 1,950 億円となっています。

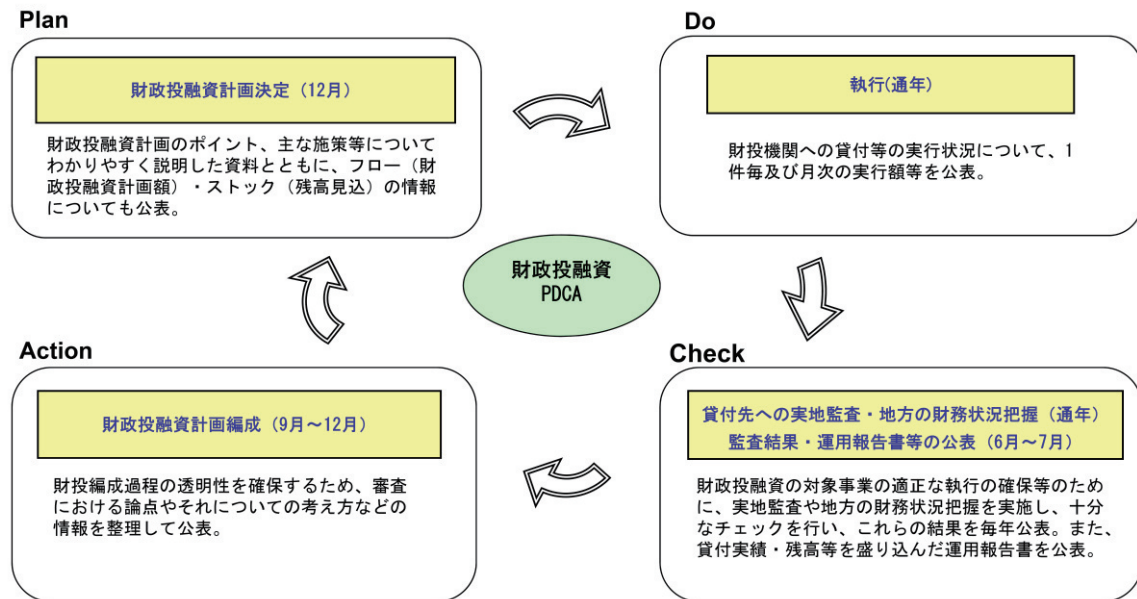
主な負債は、PFI 事業により整備した新施設の整備費の未払額である「未払金」です。この「未払金」には、契約済の「国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額」948 億円（令和元年度末）のうち完成済 PFI 事案に係るもののみが計上されています。

資産・負債差額は、旧施設の売払いに際して売払収入がたな卸資産価格（台帳価格）を上回ったことや、上記のとおり「未払金」が施設完成後まで計上されないこと等により発生したものです。このため、元年度末時点では資産が負債を上回る結果となっています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、「財政投融资の透明性の向上について-実施プラン-」（平成 22 年 4 月）に基づきPDCAの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。



財政投融资特別会計についての問い合わせ先

（財政融資資金勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 5241）

（投資勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 2587）

（特定国有財産整備勘定）

財務省理財局国有財産調整課 電話番号 03-3581-4111 （内線 5598）